

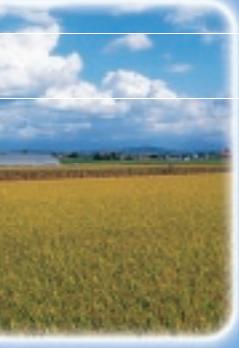
人が輝く  
北の文化のかおるまち

第7次旭川市総合計画【概要版】

第7次旭川市総合計画【概要版】

発行 旭川市  
〒070-8525 旭川市6条通9丁目  
TEL(0166)26-1111(代表)

発行年月 平成18年6月  
編集 旭川市企画財政部総合計画推進課  
印刷 株式会社 須田製版



# はじめに



## ～「人が輝く 北の文化のかおる まち」を目指して～

私たちのまち旭川は、大雪山連峰や石狩川をはじめとする豊かな自然と肥沃な大地に恵まれ、四季折々の表情が美しいまちです。

また、冷涼な気候や交通の要衝といった地理的条件を生かし、農業をはじめ、製造業や卸・小売業など、多様な産業を有し、教育、医療・福祉などの都市機能が共存する北海道の拠点都市として発展してまいりました。

本市はこれまでに、昭和31年度に策定した「大旭川建設計画」をはじめとして、6次にわたってまちづくりの指針となる計画を策定し、それぞれの時代に合わせた総合的かつ計画的なまちづくりを進めてまいりました。この間、生活や産業の基盤となる社会資本を整備する一方で、市民参加や情報公開など、市民が主体となったまちづくりを進めていくための諸制度も整えてまいりました。

また、国と地方の関係が大きく見直され、本格的な地方分権と自治の時代に突入している中で、地方自治体は、自らの判断と責任において、多様化、複雑化する市民の価値観やニーズに柔軟に対応し、迅速で効果的な行政サービスを提供することが求められています。

このような中で、209名の市民で構成する市民まちづくり計画検討会議をはじめ、旭川市総合開発計画審議会など、多くの市民の方々の参画により、平成18年度から平成27年度までの10年間のまちづくりの指針となる「第7次旭川市総合計画」を策定いたしました。

本計画は、「人が輝く 北の文化のかおる まち」を都市像に掲げ、本市がこれまでに築き上げてきた歴史や生活、産業、人材、文化など地域資源の良さを改めて認識し、市民一人ひとりが、自分の住むまちに愛着と誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思えるよう、市民と行政がともにまちづくりを進めていくことを目指すものです。

市民の皆様におかれましても、本市の発展のため、本計画の推進により一層の御参画と御協力をお願い申し上げる次第であります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、市民まちづくり計画検討会議や旭川市総合開発計画審議会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

旭川市長 菅原 功一

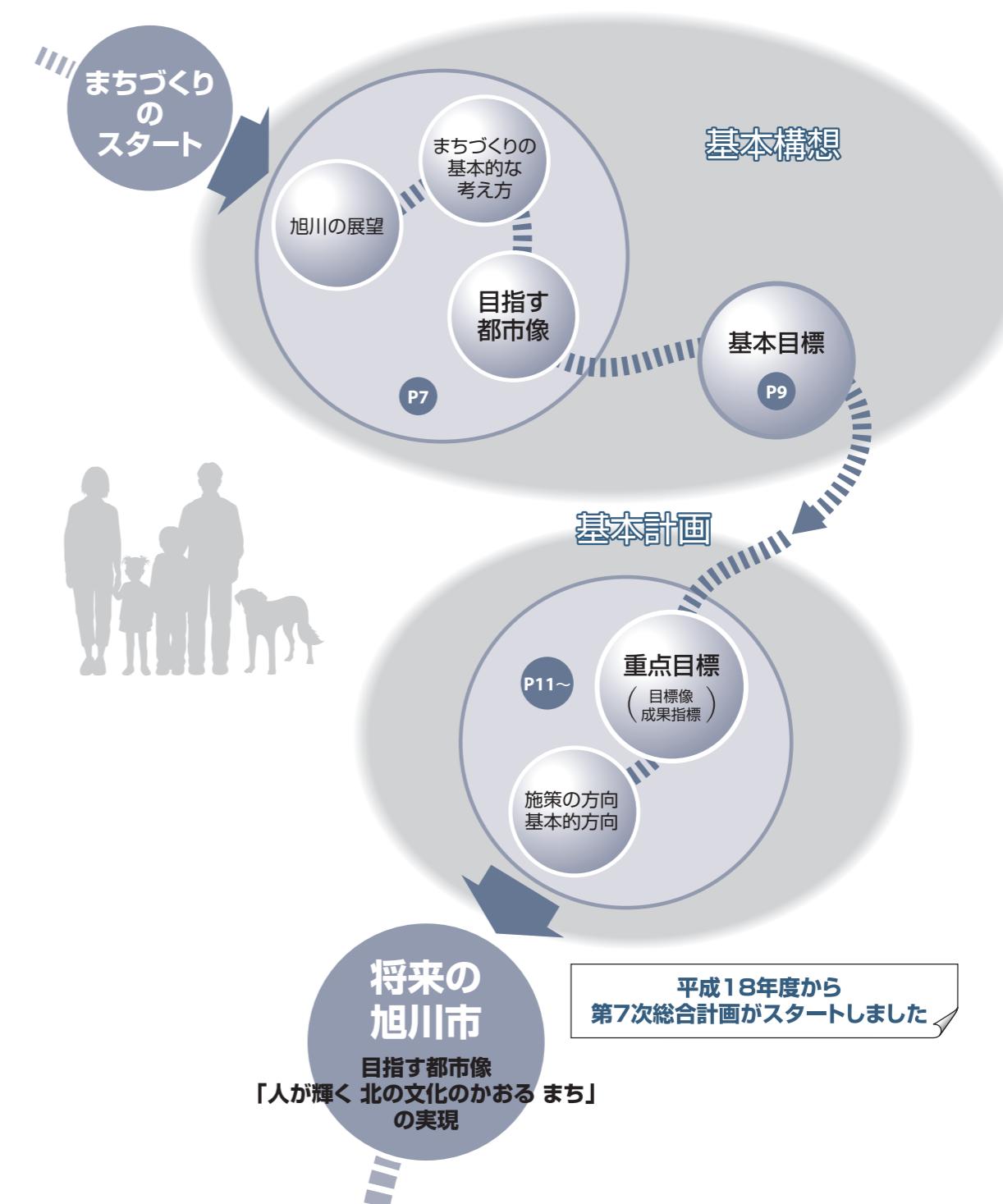
## キラリ@あさひかわ.com

### ■キラリ@あさひかわ.comについて

“キラリ@あさひかわ.com”は、旭川市をアピールし、子どもや若者にも関心を持ってもらえるようにと、旭川市総合開発計画審議会から御提案をいただいた第7次旭川市総合計画のキャッチフレーズです。

“キラリ”は、本市の目指す都市像の「輝く」イメージを、“@あさひかわ.com”は、「人々の集まりや賑わい」を表しており、本キャッチフレーズをキーワードとしてインターネットで検索すると、本計画のホームページにつながります。

## 第7次旭川市総合計画ロードマップ



## 目 次

第7次旭川市総合計画について	1
基本構想について	7
基本計画について	11
第7次旭川市総合計画策定の流れ	19

## 第7次旭川市総合計画について

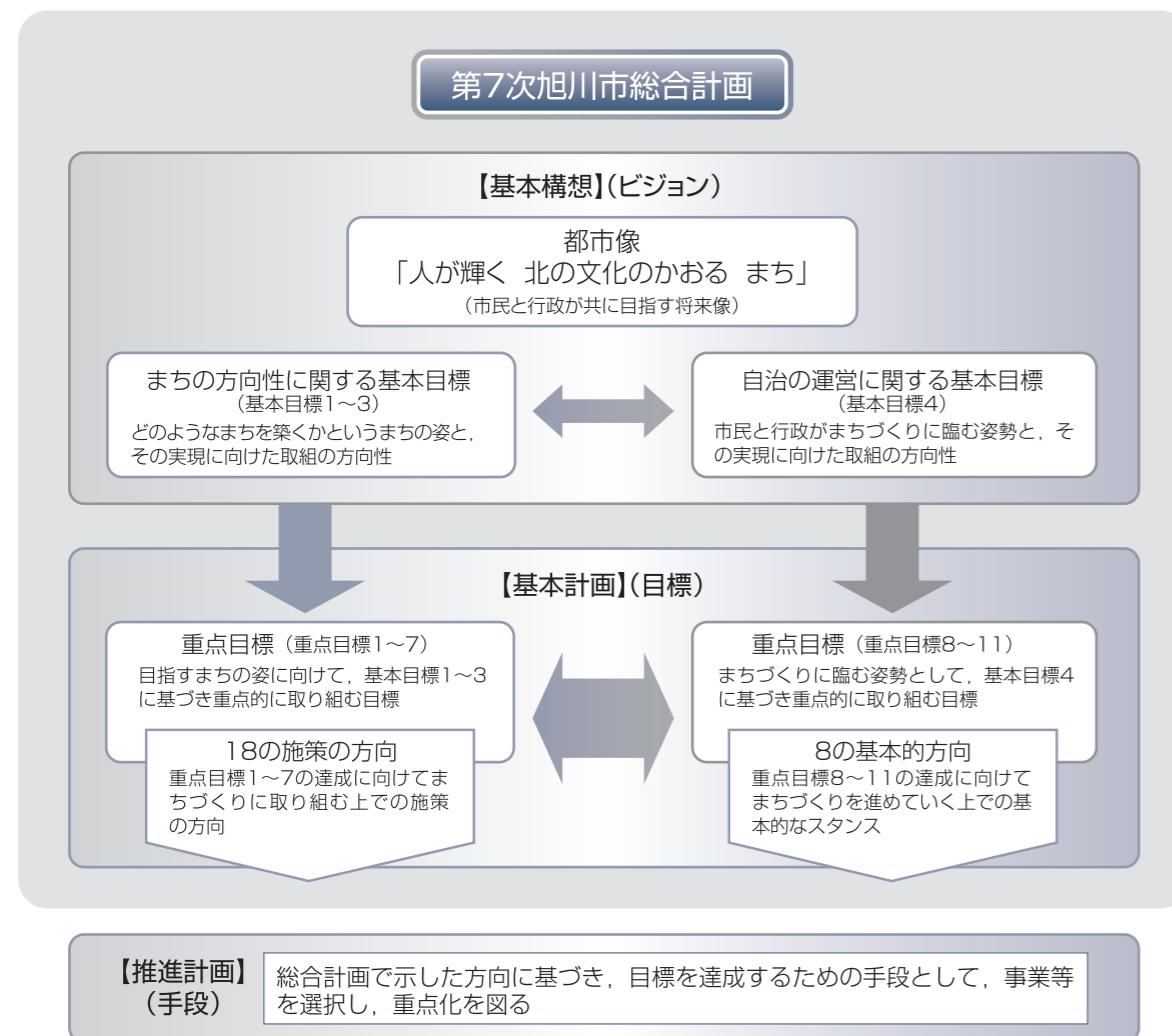
### ■計画の構成

#### ■基本構想

- 将来を展望し、市民と行政が共にまちづくりを進めていくための指針を明示
- 市民と行政が共に目指す「都市像」と4つの基本目標を設定

#### ■基本計画

- 行政運営の基本となる計画として、基本構想の実現に向けた目標と体系的な取組の方向を明示
- 11の重点目標と18の施策の方向及び8つの基本的方向を設定



平成18年度を始期とする第7次旭川市総合計画は、市民と市役所が共にまちづくりを進めしていくための今後10年間の指針です。本計画に掲げる都市像の実現に向けて、新たなまちづくりを進めてまいります。

### ■計画の特長

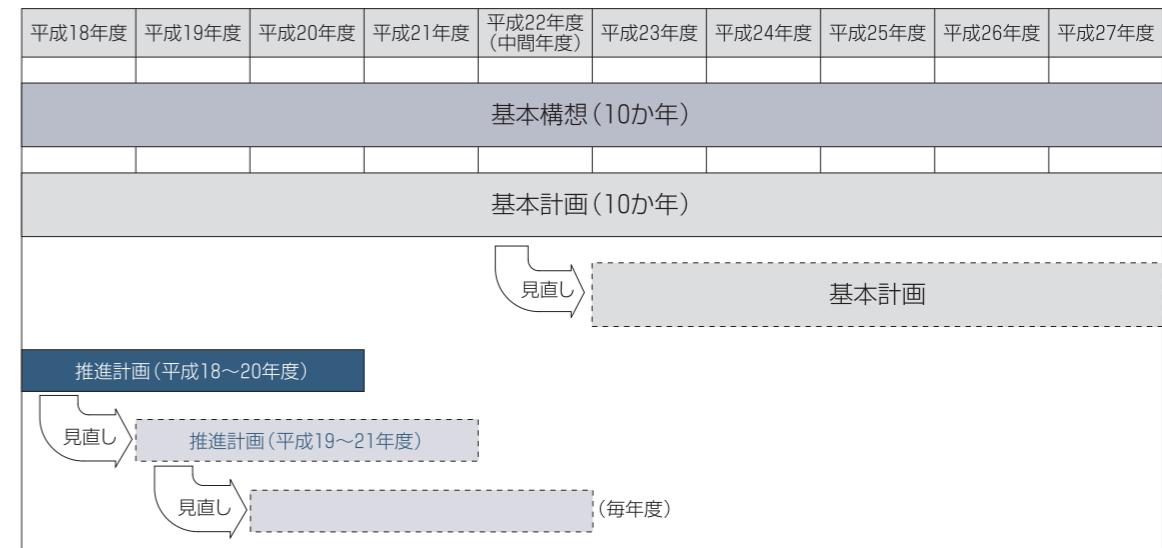
- 「事業中心型」から「目標中心型」の計画へ
- 計画事業の実施数から成果を重視した進行管理へ

### ■計画の機能

- 目標を明示し、広く市民と共有する計画
- 市民と行政の役割が明確である計画
- 市民に成果が分かる計画
- 社会情勢の変化に柔軟に対応できる計画
- 効果的かつ効率的な行財政運営の指針となる計画

### ■計画の期間

- 基本構想10か年、基本計画10か年(中間年度に見直し)、推進計画3か年



## ■総合計画に基づくまちづくりの考え方

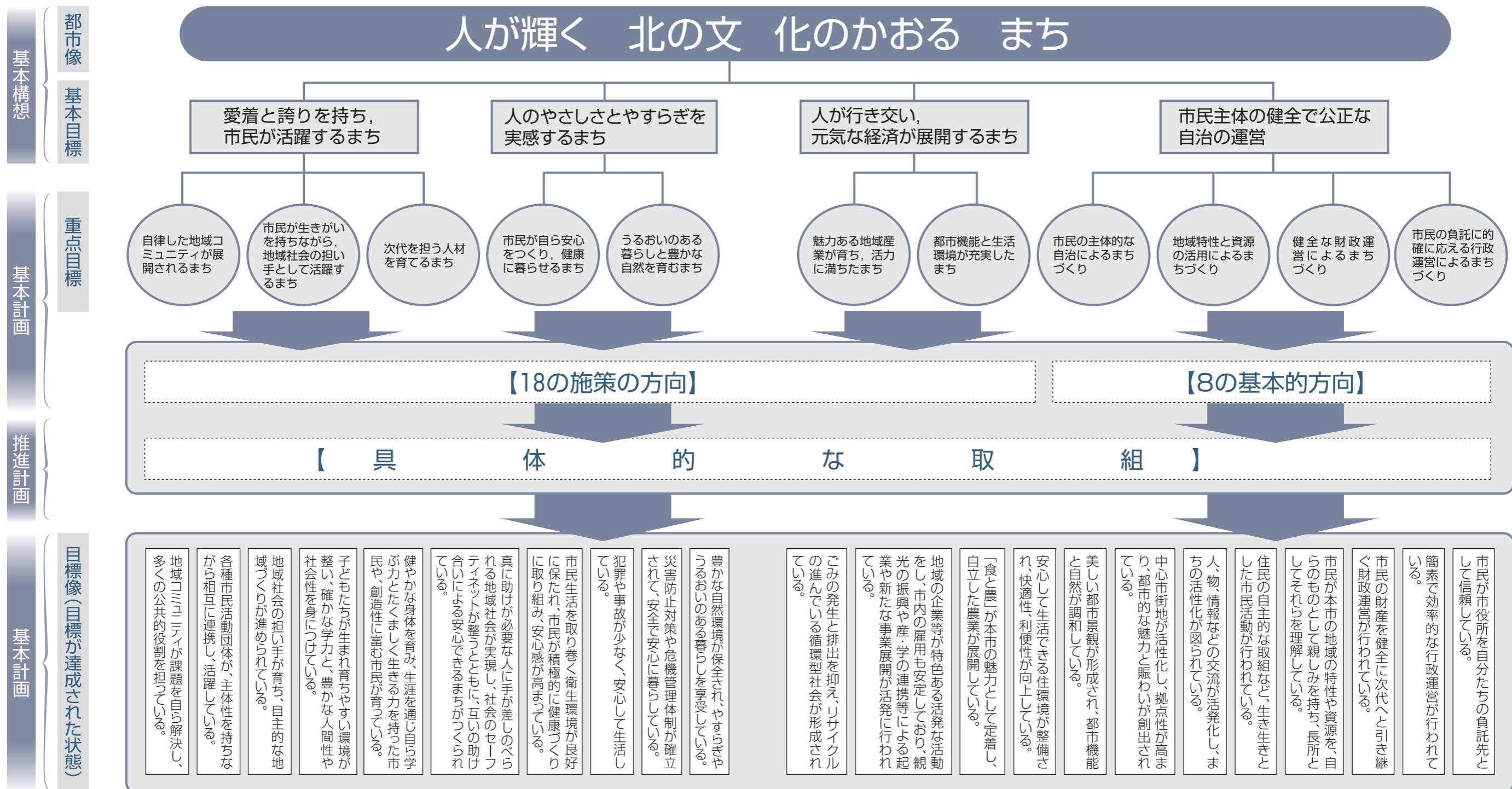
03

第7次旭川市総合計画について

第7次総合計画は、目指す都市像「人が輝く 北の文化のかおる まち」を頂点とする目標体系を持ち、まちづくりのビジョンを示す基本構想と、そのビジョンを達成するための目標や取組の方向を示す基本計画で構成されています。この体系は、基本計画に基づき展開される具体的な取組により目標が達成されると都市像が実現するという考え方によるものです。

04

第7次旭川市総合計画について



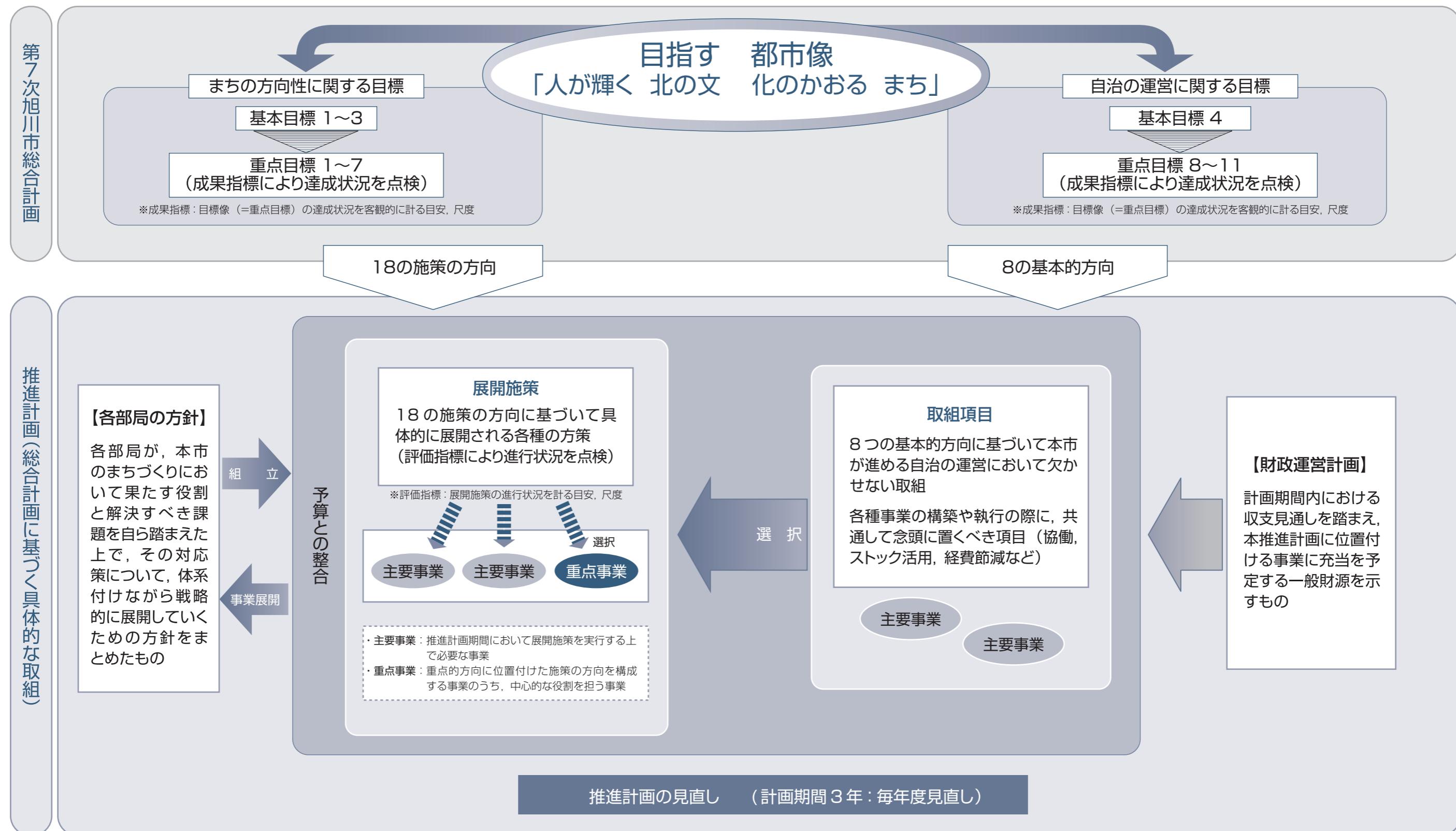
## ■総合計画に基づく具体的な取組

05

第7次旭川市総合計画について

総合計画を着実に推進していくためには、18の「施策の方向」と8つの「基本的方向」に基づき目標を達成するための最適な手段としてどのような施策や事業を選択し実施していくかが重要になります。

このため、これらの考え方を反映し、効果的かつ効率的に取組を進めていくために、「推進計画」を策定します。推進計画は、本市を取り巻く情勢の変化等を踏まえて毎年度見直しを行い、総合計画の着実な推進につなげてまいります。



06

第7次旭川市総合計画について

## 基本構想について

基本構想では、策定の趣旨をはじめ、今後の課題を整理した「旭川の展望」、基本的コンセプトを示した「まちづくりの基本的な考え方」、市民と行政が共に目指す「都市像」などを示しています。

「都市像」は、まちづくりの基本的な考え方を構成する「人を中心としたまちづくりの好循環（人やまちの輝きが賑わいや活力につながり、まちが発展していく流れ）」と「地域資源の活用（地域資源の魅力の再認識と創造的な活用）」を踏まえて設定しました。

### ■策定の趣旨

- これまでの計画において、社会資本の整備を進め、市民と共にまちづくりを進める諸制度を整えてきた
- 国内外の社会経済情勢の変化により、市民と行政との関係や役割に変化が生じてきた
- 安心して暮らすことができ、個性的で魅力と活力あるまちが求められている

- 幅広い視野を持ちながら地域のことを考える視点も必要な要素となっている
- これらの現状を的確に把握し、大きな夢と希望を抱きながら、市民と行政が共にまちづくりを進めていくための指針とする

### ■旭川の展望

#### 本格的な地方分権と自治の時代

- 地域社会や行財政運営の在り方の見直しが求められている
- 様々な点で発想の転換が必要となっている
- 主役である市民が主体的に関わり、役割分担、連携により暮らしの質を高める自治の時代が到来する

#### 人材の育成・確保

- 平成27年度における総人口を35万人、老年人口割合を30%と予測する
- 人口減少や少子高齢化の進展により支え合いなどの社会の在り方が重要になる
- まちづくりを担う人材の育成と確保が必要となる

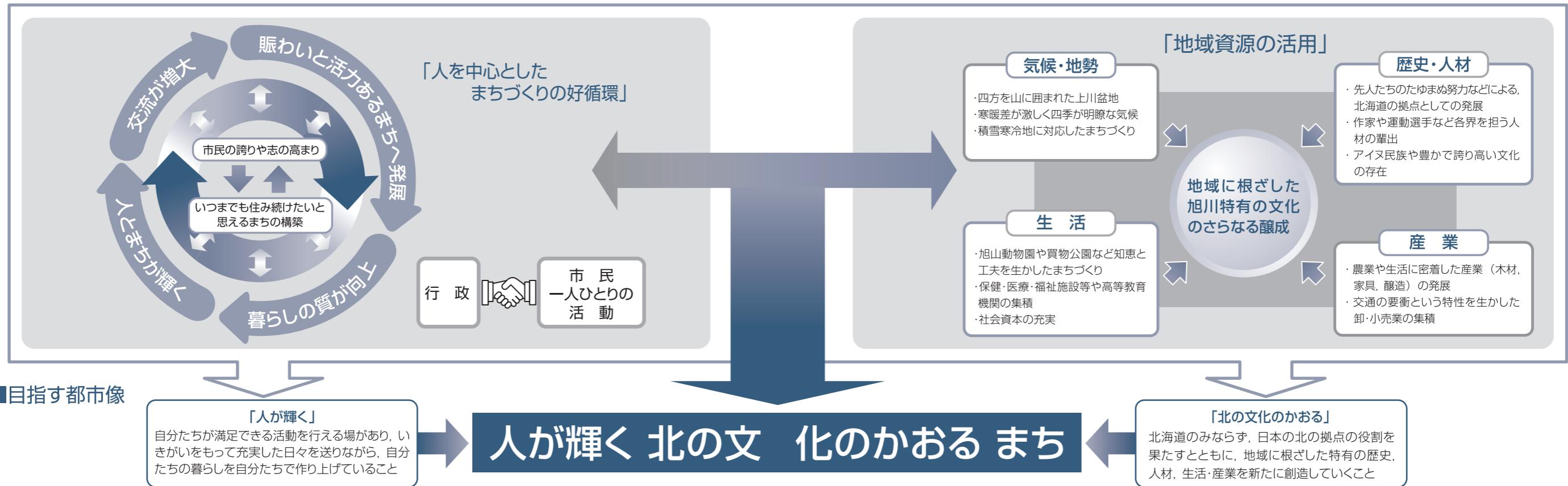
#### 安全・安心な暮らしの確保

- 安全性の確保や安心感の充実がまちの魅力の重要な要素になる
- 1世帯当たりの人数の減少や高齢者のみの世帯の増加により福祉ニーズが増大する
- 自然と共生していくために、環境負荷の軽減が必要になる

#### まちの活力の向上

- 地域産業の活発な活動と雇用の場の安定的供給が重要になる
- 都市と自然の融合が訪れる人々にもまちの魅力として評価されるようになる
- 交流人口の確保によるまちの活力の維持・向上や、北の拠点都市としての役割が求められる

### ■まちづくりの基本的な考え方



## ■都市像実現のための4つの基本目標

### ■まちの方向性に関する基本目標

#### 基本目標 1

愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち



- ・活動テーマや居住地域に応じたコミュニケーション
- ・それが主体的に活動し、互いに連携しながら公共的な役割を担う地域社会の形成
- ・市民が主体的に学習し、その成果を地域社会に還元する生涯学習社会を構築することにより、性別や年齢に関わりなく、市民が活躍するまちづくりの推進
- ・次代を担う子どもたちが生まれ育ちやすい環境の整備
- ・一人ひとりが個性や能力を生かしながら、豊かな人間性や健やかな身体を育むまちづくり

#### 基本目標 2

人のやさしさとやすらぎを実感するまち



- ・人のやさしさや温もりにより共に支え合う地域福祉の推進や、社会のセーフティネットの整備による安心感の向上
- ・集積する保健・医療・福祉機能の更なる発揮、生涯を通じて自ら行う健康づくりの促進及び市民生活を取り巻く衛生環境の確保
- ・生活の安全を守る取組の推進及び自然災害等に対する危機管理体制の確立
- ・循環型社会の形成及び環境の保全・改善への取組

#### 基本目標 3

人が行き交い、元気な経済が展開するまち



- ・基幹産業の競争力の向上や、地域の資源を有効活用した産業展開を促進、魅力ある地域産業の育成を通じたまちの活力の向上
- ・公共の福祉を優先した総合的な土地利用の推進及び四季を通じて安心して生活できる住環境の充実
- ・交通網や情報通信基盤などの集積を生かした北の拠点としての機能向上及び中心市街地活性化など都市的な魅力と賑わいづくりによるまちの活力の向上
- ・人、物、情報などの交流の活性化によるまちの活力の向上

### ■自治の運営に関する基本目標

#### 基本目標 4

市民主体の健全で公正な自治の運営



- ・協働の考え方の浸透と一層の実践を通じた、市民の主体的な自治によるまちづくり
- ・本市の特性や魅力の再認識及びそれらを創造的に生かしたまちづくり
- ・市民への情報提供、財政基盤の確立や行政経営のスリム化などを通じた健全な行財政運営によるまちづくり

「都市像」を実現していくために、次のことが必要と考えました。1つ目は、どのようなまちを築くかというまちの姿を具体的に描きその実現に向けて取り組んでいくこと。2つ目は、この取組を進めていくに当たり、地方自治の基本に立ち返り、市民と市役所がどのように協力し、役割分担をしながらまちづくりに臨んでいくかという自治運営の姿勢を明確にすることです。

のことから、まちの方向性に関する基本目標（基本目標1～3）と、自治の運営に関する基本目標（基本目標4）を設定しました。この4つの基本目標を達成すると、都市像が実現することになります。

## 基本計画について

### 基本目標 1

### 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち

市民が持つ知識や経験を地域社会に生かし、住んでいるまちの良さを認識しながら、志を持って行動することが暮らしの豊かさを築いていくことにつながります。

#### 重点目標1

自律した地域コミュニティが展開されるまちにします

##### ■目標像

- 地域コミュニティが地域における課題を自ら解決し、多くの公共的役割を担っています。
- 各種市民活動団体が主体性を持ちながら、相互に連携し、活躍しています。

##### ■成果指標

- 地域づくりを目的とした自主的団体の事業数  
41件/地区市民委員会 → 50件  
(平成17年度)
- 町内会加入率 66.9% → 75%  
(平成17年度)
- NPO法人数 33法人 → 90法人  
(平成16年度)

##### ■施策の方向

- まちづくりに対する市民意識の向上
- 地域交流の推進
- 公共的役割を担う地域社会の形成



#### 重点目標2

市民が生きがいを持ちながら、地域として活躍するまちにします。

##### ■目標像

- 市民が主体的に地域社会に還元する手が育ち、自主的であります。
- 学習し、学んだ成果を地  
域社会に還元す  
るなど、地域社会の担  
い手が育ち、自主的  
的な地域づくりが進めら  
れます。

##### ■成果指標

- 学習活動及び社  
会活動における生涯  
数  
748人  
(平成17年度) → 2,000人
- 地域人材の小中  
学校における活用人数  
5.7人/校  
(平成16年度) → 6.7人/校

##### ■施策の方向

- 生涯学習社会  
人づくり
- 生涯学習社会  
する地域づくり



#### 重点目標3

次代を担う人材を育てるまちにします



##### ■目標像

- 子どもたちが生まれ育ちやすい環境が整い、一人ひとりが個性や能力を生かしながら、確かな学力と、豊かな人間性や社会性を身につけています。
- 豊かな自然など恵まれた環境の中で、健やかな身体を育み、生涯を通じ自ら学ぶ力とたくましく生きる力を持った市民が育っています。また、将来の旭川を担う創造性に富む市民が育っています。

- 豊かな自然など恵まれた環境の中で、健やかな身体を育み、生涯を通じ自ら学ぶ力とたくましく生きる力を持った市民が育っています。また、将来の旭川を担う創造性に富む市民が育っています。

##### ■成果指標

- 年少人口割合 12.6% → 全道値  
(平成16年度)
- 合計特殊出生率 1.20人 → 全国値  
(平成15年度)
- 子どもたちが健やかに成長していると  
感じる市民の割合  
58.3% → 70%  
(平成17年度)

##### ■施策の方向

- 子どもを生み育てやすい環境の充実
- 子どもが健やかに育つ環境の充実

## 基本目標 2

## 人のやさしさとやすらぎを実感するまち

人と人のつながりによる互いの支え合いや、社会のセーフティネットを整えることが、暮らしの安心感を高め、自然との共生がうるおいとやすらぎのある暮らしにつながります。

## 重点目標4

市民が自ら安心をつくり、  
健康に暮らせるまちにします

## ■目標像

- 真に助けが必要な人に手が差しのべられる地域社会が実現し、支援を受けている人はもちろん、支援を受けていない人も社会のセーフティネットが整っていることで安心感を得ています。また、支援を受けた人が別の場面では社会の一員として社会に役立つ活動を行っていることで、互いの助け合いによる安心できるまちがつくられています。
- 集積している保健・医療・福祉機能がさらに発揮され、市民生活を取り巻く衛生環境が保たれるとともに、市民が積極的に健康づくりに取り組むことで、安心感が高まっています。
- 安全な暮らしの確保に向け、地域が一丸となって取り組むことにより、犯罪や事故が少なく、安心して生活しています。
- 災害に対して、未然防止対策が図られるとともに、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制が確立され、災害が比較的少なくかつ災害に強いまちであることが大きな魅力となり、市民が安全で安心な暮らしをしています。



## ■施策の方向

- 共に支え合い、自立した生活を送ることのできる地域福祉の推進
- 健康不安の解消 生活性の確保
- 交通、消費生活等における安心の充実 ○災害等における対応体制の充実

## 重点目標5

うるおいのある暮らしと  
豊かな自然を育むまちにします

## ■目標像

- 豊かな自然環境が保全され、やすらぎやうるおいのある暮らしを享受しています。
- 限りある資源を大切にしながら、ごみの発生と排出を抑え、リサイクルの進んでいる循環型社会が形成されています。

## ■成果指標

○相談の機会が充実していると感じる市民の割合	41.4% (平成17年度)	…→ 50%
○地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合	46.5% (平成17年度)	…→ 60%
○自分が健康だと感じる市民の割合	79.0% (平成16年度)	…→ 80%
○健康寿命	78.7歳 (平成13年度)	…→ 80歳
○市民の人的災害り災率	2.57% (平成16年度)	…→ 0%
○住民を主体とする防災組織数	121組織 (平成17年度)	…→ 175組織

## ■施策の方向

- 自然と調和した都市環境の充実
- 資源の保護と環境への負荷が少ない循環型社会の形成



## 基本目標 3

## 人が行き交い、元気な経済が展開するまち

暮らしの豊かさを築いていくことが、人とまちを輝かせます。その輝きがより多くの人を引き付け、さらに人や物、情報などの行き来が盛んになるとともに、経済活動が活発になり、本市の魅力を高めることにつながります。

## 重点目標6

魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします

## ■目標像

- 地域の企業等が特色ある活発な活動をしており、市内の雇用も安定しています。また、地域の特性を生かした観光の振興や産・学の連携などにより、起業や新たな事業展開が活発に行われています。
- 旭川農産物に対する消費者評価が高く、「食と農」が本市の魅力として定着しています。また、農業従事者が意欲的に経営に取り組み、自立した農業が展開しています。

## ■成果指標

- 一人当たりの市民所得 2,305千円 → 一人当たりの道民所得  
(平成14年度)
- 有効求人倍率 0.42倍 → 全道値  
(平成16年度)
- 専業農家一戸当たりの農業所得 4,925千円 → 5,600千円  
(平成15年度)

## ■施策の方向

- 競争力のある地域産業の育成と振興
- 地域の魅力と資源を生かした産業の創出



## 重点目標7

都市機能と生活環境が充実したまちにします

## ■目標像

- 安心して生活できる住環境が整備され、快適性、利便性が向上しています。
- みどり豊かな美しい都市景観が形成され、本市の大きな魅力である都市機能と自然が調和しています。
- 本市の顔として中心市街地が活性化し、拠点性が高まり、都市的な魅力と賑わいが創出されています。
- 旭川空港などの蓄積された社会資本を有効に生かすことにより、人、物、情報などの交流が活発化し、まちの活性化が図られています。

## ■成果指標

- 快適に生活できる環境にあると感じる市民の割合 60.1% → 70%  
(平成17年度)
- 心地よい景観だと感じる市民の割合 26.2% → 50%  
(平成15年度)
- 中心部の歩行者数 206,448人 → 240,000人  
(平成15年度)
- 高速交通利用者数 553.7万人 → 640万人  
(平成15年度)

## ■施策の方向

- 安全で快適に生活できる住環境の整備
- 拠点機能の整備



## 基本目標 4

## 市民主体の健全で公正な自治の運営

地方自治体がまちづくりにおいて自ら選択し、行動することが必要であり、市民と行政が適切に役割分担しながら、共にまちづくりを行っていく姿勢が持続可能なまちをつくります。



## 重点目標8

## 市民の主体的な自治によるまちづくりを行います

## ■目標像

- 住民の自主的な取組など、生き生きとした市民活動が行われています。

## ■成果指標

- 地域で主体的に活動している市民の割合  
16.2% → 25%  
(平成17年度)

## ■基本的方向

- 市民参加と協働の推進
- 市民と行政の的確な役割分担

## 重点目標10

## 健全な財政運営によるまちづくりを行います

## ■目標像

- 市民の財産を健全に次代へと引き継ぐ財政運営が行われています。
- 簡素で効率的な行政運営が行われています。

## ■成果指標

- 経常収支比率  
90.3% → 85%  
(平成16年度)
- 市民一人当たりの市債残高  
541千円 → 500千円  
(平成16年度)

## ■基本的方向

- 財政基盤の確立
- 行政経営のスリム化

## 重点目標9

## 地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います

## ■目標像

- 市民が本市の歴史、自然、人材、都市機能などあらゆる地域の特性や資源を、自らのものとして親しみを持ち、長所としてそれらを理解しています。

## ■成果指標

- 本市に愛着や親しみを感じている市民の割合  
76.8% → 80%  
(平成15年度)

## ■基本的方向

- 地域資源の有効活用
- 地域特性や時代変化への的確な対応

## 重点目標11

## 市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います

## ■目標像

- 市民が市役所を自分たちの負託先として信頼しています。

## ■成果指標

- 市役所に対して良い印象を持っている市民の割合  
32.9% → 50%  
(平成15年度)

## ■基本的方向

- 行政改革の推進
- 信頼される組織づくり

## 第7次旭川市総合計画策定の流れ

第7次総合計画は、策定作業の様々な場面において、多くの市民の意見や提言、協力を得て、市民と市役所が共に考え、作り上げた計画です。

